

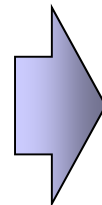
参考

「パーソナル・サポート・サービス」について

パーソナル・サポート・サービス検討の経緯

昨年来の取組

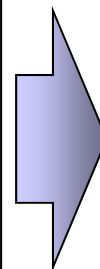
- 緊急雇用対策(平成21年10月)に基づき、貧困・困窮者対策を実施
 - ・「ワンストップ・サービス・デイ」の試行
 - ・年末年始の緊急宿泊施設の確保と生活相談



- 一定の目的は達成したものの
 - ・ 場所や職員確保の問題から、ワンストップ・サービス・デイの恒常的な実施は困難
 - ・ 限られた実施期間中に、様々な生活上のリスクが重なる利用者の課題を把握し、活用可能な支援を相談し、具体的支援に結びつけることが困難

必要な対応

- 様々な生活上のリスクが複雑にからんで生活上の困難に直面している場合、生活困難者自身が自分の抱える問題を正確に認識できないケースも少なくない
- 対象や制度別に構築してきた支援体制では、問題の全体を受け止めきれず、対象や制度に合わせて問題を限定化して支援しがち



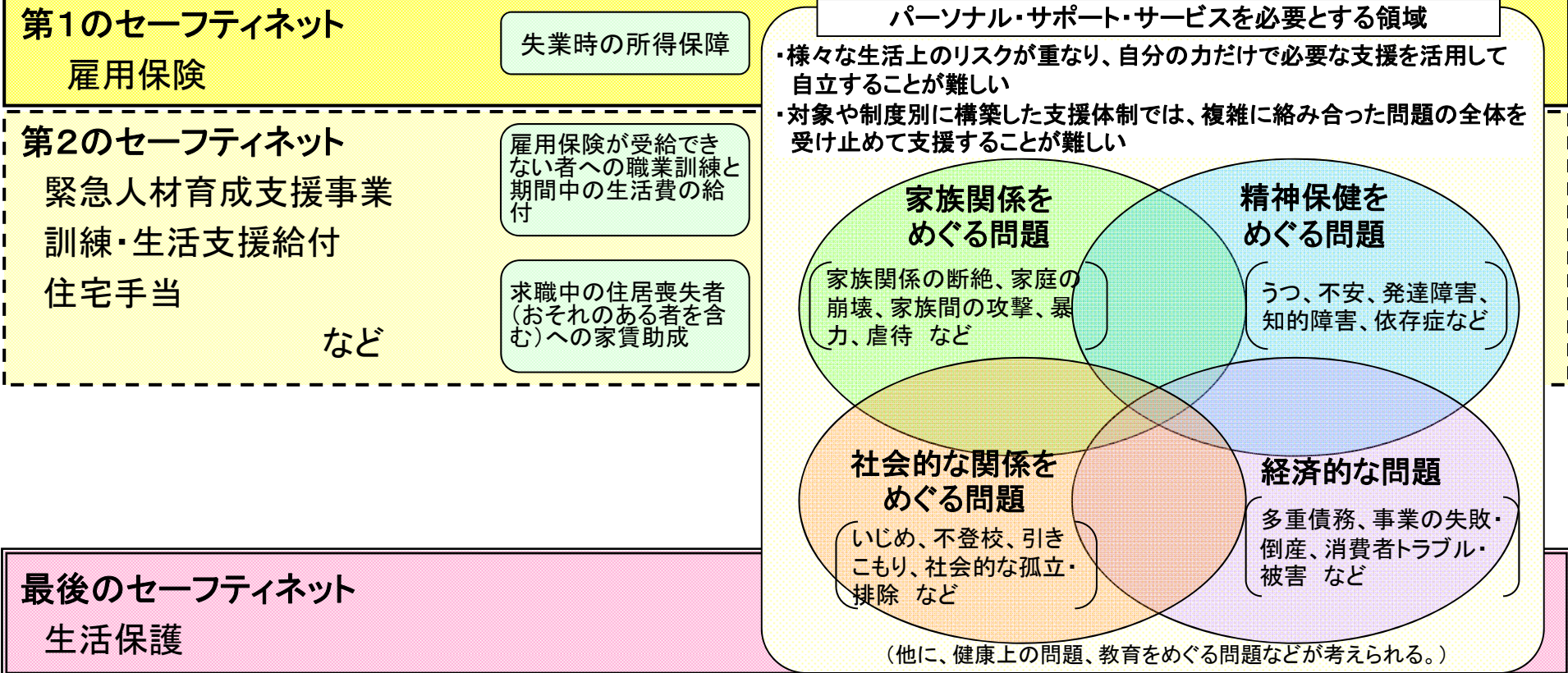
- 当事者の抱える問題の全体を構造的に把握した上で、支援策を当事者の支援ニーズに合わせてオーダーメイドで調整、調達、開拓する継続的なコーディネートが必要

このような支援を「パーソナル・サポート・サービス」として検討

パーソナル・サポート・サービスの概念・対象

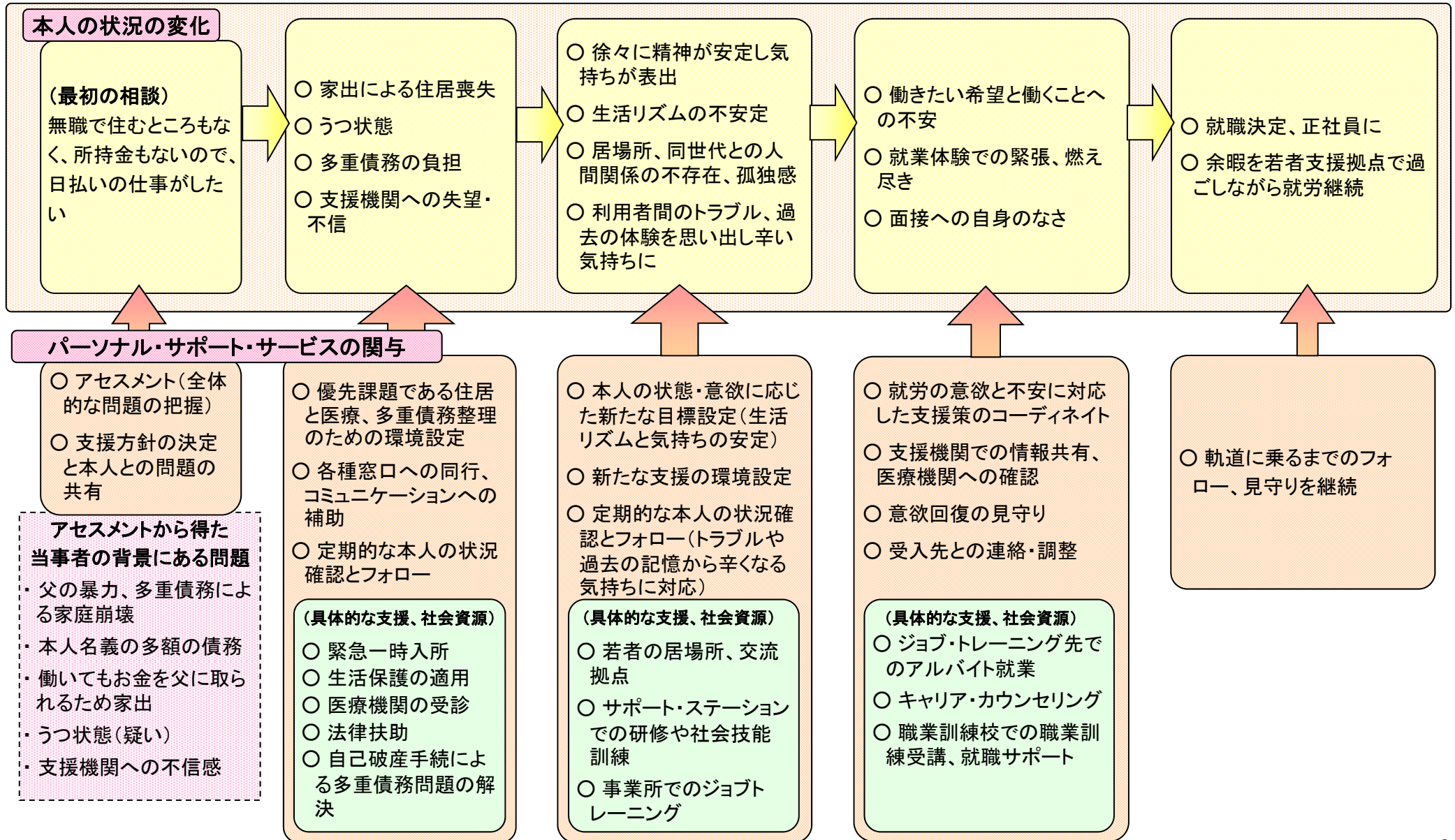
パーソナル・サポート・サービスの概念 (パーソナル・サポート・サービス検討委員会で7~8月に3回の議論を行い整理したもの)

- 複雑に絡み合った生活困難者の抱える問題の全体を受け止める
- 特定の制度の範囲のみの支援や他の機関に回付して終わる支援ではなく、あくまでも当事者が必要とする支援策を制度横断的にコーディネートする
- 当事者と伴走し、自立生活が軌道に乗るまで継続して支援する
- 様々な領域の支援機関と目標や情報を共有し、効果を評価・確認しながら支援する



(参考) パーソナル・サポート・サービスの具体例

※いくつかの具体例を基に作成した典型的な例



新成長戦略、菅総理所信表明演説等における パーソナル・サポート・サービスに対する言及

新成長戦略 21の国家戦略プロジェクト

19 「キャリア段位」制度とパーソナル・サポート制度の導入

失業をリスクに終わらせず、新たなチャンスに変えるための「セーフティ・ネットワーク」の実現を目指し、**長期失業などで生活上の困難に直面している人々を個別的・継続的・制度横断的に支える「パーソナル・サポート」を導入する**ほか、就労・自立を支える「居住セーフティネット」を整備する。

「新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成22年6月18日閣議決定)より抜粋

菅内閣総理大臣所信表明演説(平成22年6月11日)

(「一人ひとりを包摂する社会」の実現)

私は、湯浅さんたちが提唱する「パーソナル・サポート」という考え方に深く共感しています。様々な要因で困窮している方々に対し、専門家であるパーソナル・サポーターが随時相談に応じ、制度や仕組みの「縦割り」を超え、必要な支援を個別的・継続的に提供するものです。役所の窓口を物理的に一カ所に集めるワンストップ・サービスは、今後も行う必要がありますが、時間や場所などに限界があります。「寄添い・伴走型支援」であるパーソナル・サポートは、「人によるワンストップ・サービス」としてこの限界を乗り越えることができます。こうした取組により、雇用に加え、障がい者や高齢者などの福祉、人権擁護、さらに年間三万人を超える自殺対策の分野で、様々な関係機関や社会資源を結びつけ、支え合いのネットワークから誰一人として排除されることのない社会、すなわち、「一人ひとりを包摂する社会」の実現を目指します。

第1回 パーソナル・サポート・サービス検討委員会における菅総理冒頭発言

困窮している方々に制度や仕組みの縦割りを超えて伴走しながら必要な支援をコーディネートするパーソナル・サポートという考え方については深く共感しているおり、この委員会でパーソナル・サポートの考え方についてしっかり議論していただき、できれば本年中には5か所のモデル・プロジェクトを20か所程度に拡大していただければありがたい。

パーソナル・サポート・サービスの検討体制

緊急雇用対策本部 内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚で構成

セーフティ・ネットワーク実現チーム

主査：厚生労働副大臣 副主査：国土交通大臣政務官、総務大臣政務官、法務大臣政務官
事務局長：厚生労働大臣政務官 事務局長代理：湯浅 誠 内閣府参与
事務局次長：関係府省（内閣府、厚生労働省、国土交通省、総務省、法務省）局長等

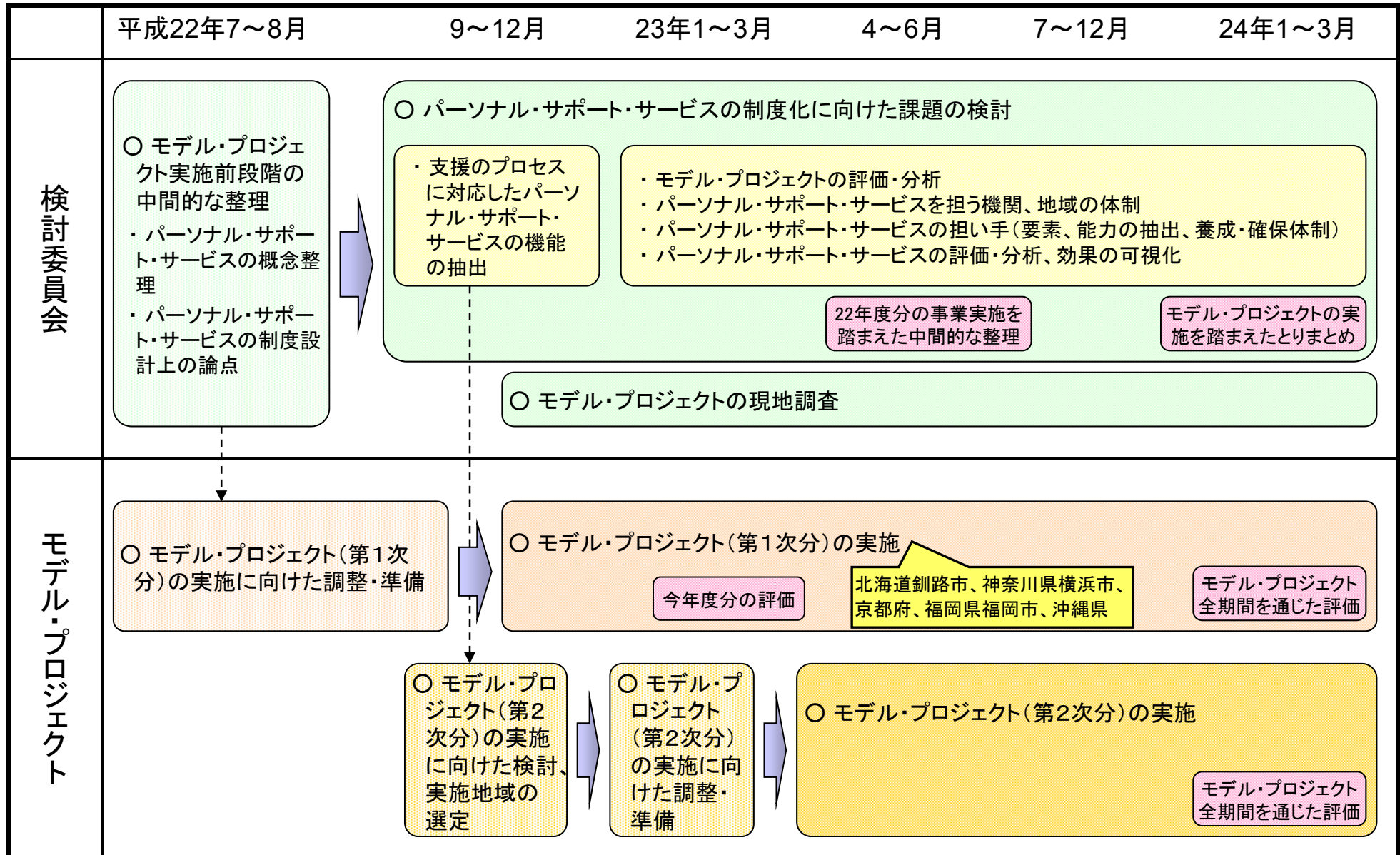
平成22年5月24日 セーフティ・ネットワーク実現チーム中間とりまとめ

- ・現場レベルでの取組を踏まえた実際的な議論が不可欠であることから「モデル・プロジェクト」を実施
- ・非正規労働者や長期失業者等への支援の実績等のある地域で第一弾として実施、以後拡大
- ・都道府県に造成されている「緊急雇用創出事業」の基金を活用して実施（23年度まで）
- ・パーソナル・サポート・サービスの具体的な設計を行うため、専門家等からなる検討委員会を設置

パーソナル・サポート・サービス検討委員会

- 宇都宮健児氏（日本弁護士連合会会長）を座長に、有識者や支援活動の実践者17名で構成
- モデル・プロジェクトから得られた実績や課題等の分析を行いつつ、パーソナル・サポート・サービスの制度化に向けた課題について検討

パーソナル・サポート・サービスの検討の進め方



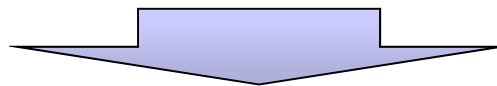
モデル・プロジェクト実施地域の拡大と予算措置

新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策(平成22年9月10日閣議決定)

緊急的な対応の具体策 1. 「雇用の基盤づくり」(2)雇用創造・人材育成の支援

○ パーソナル・サポート・モデル事業の実施【内閣府、厚生労働省】

生活及び就労に関する問題を抱え、本人の力だけでは自立することが難しい求職者に対して、当事者のニーズに合わせた制度横断的かつ継続的な支援を行うパーソナル・サポート・サービスをモデル事業として実施する(全国5か所で先行的に実施し、今年度中に20か所程度に拡大)。



経済危機対応・地域活性化予備費の活用(平成22年9月24日閣議決定)

○ パーソナル・サポート・モデル事業の実施に約30億円が計上

- ・ 各地方公共団体におけるモデル事業の事業費
(→ 実施する地方公共団体の基金に事業の所要額相当分を配分)
- ・ 事業が実施される地域のハローワークに就職支援ナビゲーターを配置(国)